

# 特定給食施設の手引き



台東区台東保健所

# 目 次

|                     |       |   |
|---------------------|-------|---|
| I 特定給食施設とは          | ..... | 1 |
| II 特定給食施設運営に関する手続き  | ..... | 2 |
| ① 給食を開始(再開)する場合は    |       |   |
| ② 給食の内容を変更する場合は     |       |   |
| ③ 給食を休止(廃止)する場合は    |       |   |
| III 給食施設の関係法規       | ..... | 3 |
| ① 健康増進法(抜すい)        |       |   |
| ② 健康増進法施行規則(抜すい)    |       |   |
| ③ 台東区健康増進法施行細則(抜すい) |       |   |
| IV 栄養管理報告書の提出       | ..... | 6 |
| 給食運営状況票の記入要領        | ..... | 7 |

# はじめに

給食施設は、単に特定多数人に対し、嗜好的・味覚的に満足できる食事を提供すれば良いというものではなく、喫食者の栄養を確保し、健康の保持・増進をはかり、かつ、喫食者に対する栄養教育をはじめ、その家庭や地域社会の食生活改善をはかるなど、その与える影響は大きく、区民の栄養改善に占める役割は非常に重要なものである。

## I 特定給食施設とは

健康増進法では、「特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。」としています。(第20条1項)

### <特定給食施設の定義>

継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設  
(健康増進法施行規則第5条)

特定給食施設の設置者は、健康増進法に基づき、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければなりません。また、栄養管理の実施を確保するために、保健所の栄養指導員は、必要な援助及び指導を行っています。

なお、上記の条件を満たしていなくても、「特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設」であれば、必要に応じて特定給食施設と同様の援助及び指導を行っています。

## Ⅱ 特定給食施設運営に関する手続き

特定給食施設の設置者は、給食を開始(再開)および廃止(休止)、給食開始届出事項に変更を生じた時は、台東区長への届け出が必要です。

※台東区のホームページからもダウンロードできます。

### ①給食を開始(再開)する場合は

提出書類 (各1部提出) { ① 給食開始届 (第2号様式) (台東区健康増進法施行細則第4条第1項)  
② 給食運営状況票  
③ 営業設備の配置図・大要

### ②給食の内容を変更する場合は

提出書類: 給食届出事項変更届 (第3号様式) (台東区健康増進法施行細則第4条第2項)  
(1部提出)

以下の項目等に変更が生じた場合、変更届の届け出が必要になります。

- ・ 設置者の住所及び氏名
- ・ 給食施設の名称及、所在地及び種類
- ・ 委託業者
- ・ 給食の開始予定日
- ・ 給食数
- ・ 管理栄養士又は栄養士の員数

### ③給食を廃止(休止)する場合は

提出書類: 給食廃止(休止)届 (第4号様式) (台東区健康増進法施行細則第4条第2項)  
(1部提出)

#### 手続きについて

給食を開始(再開)および廃止(休止)、給食開始届出事項に変更を生じたその時から、1か月以内に必要書類を台東保健所栄養担当にご提出下さい。

### Ⅲ 給食施設の関係法規

給食施設において給食を行う場合に関連する法的なものとして、健康増進法の他に食品衛生法・伝染病予防法・労働基準法・学校給食法・児童福祉法等がある。保健所では健康増進法に基づき、給食施設の指導を行うものである。

#### ① 健康増進法(抜すい) (平成14年法律第103号)

##### 第5章 特定給食施設等

##### (特定給食施設における栄養管理)

- 第21条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。
- 2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くよう努めなければならない。
  - 3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

##### (指導及び助言)

第22条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要と認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

##### (勧告及び命令)

- 第23条 都道府県知事は、第21条第1項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

##### (立入検査等)

- 第24条 都道府県知事は、第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第8章 罰則

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

1 第23条第2項又は第32条第2項の規定に基づく命令に違反した者

第74条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1 第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第75条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

## ② 健康増進法施行規則(抜すい) (改正 平成15年7月31日厚生労働省令第127号)

### (特定給食施設)

第5条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。

### (特定給食施設の届出事項)

第6条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 給食施設の名称及び所在地
- 2 給食施設の設置者の氏名及び住所(法人にあつては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 3 給食施設の種類
- 4 給食の開始日又は開始予定日
- 5 1日の予定給食数及び各食の予定給食数
- 6 管理栄養士及び栄養士の員数

### (特別の栄養管理が必要な給食施設の指定)

第7条 法第21条第1項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 1 医学的な管理を必要とするものに食事を供給する特定給食施設であつて、継続的に1回300食以上又は、1日750食以上の食事を供給するもの
- 2 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であつて、継続的に1回500食以上又は1日1500食以上の食事を供給するもの

### (特定給食施設における栄養士等)

第8条 法第21条第2項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、1回300食又は1日750食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければならない。

### (栄養管理の基準)

第9条 法第21条第3項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状態、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状態等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。

- 2 食事の献立は、身体状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 4 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 5 衛生の管理については、食品衛生法(昭和22年法律第223号)その他関係法令の定めるところによること。

### ③ 台東区健康増進法施行細則(抜すい) (平成15年5月1日台東区規則第43号)

#### (書類の経由)

第2条 法、省令又はこの規則の定めるところにより、区長に提出する申請書、届書その他の書類は、保健所長を経由しなければならない。

#### (特定給食施設の届出)

第4条 法第20条第1項の規定する同項の特定給食施設(以下単に「特定給食施設」という。)の事業の開始の届出は、給食開始届(別記第2号様式)によらなければならない。

2 法第20条第2項の規定による特定給食施設の変更の届出は、給食届出事項変更届(別記第

3号様式)により、休止又は廃止の届出は、給食廃止(休止)届(別記第4号様式)によらなければならない。

#### (管理栄養士の必置指定)

第5条 法第21条第1項の規定による施設の指定は、管理栄養士必置指定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

2 区長は、前項の規定により指定した施設が省令第7条各号の規定に該当しなくなったときは、管理栄養士必置指定解除通知書(別記第6号様式)により、その指定を取り消すものとする。

#### (給食の報告)

第6条 特定給食施設の設置者又は管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、実施した月の翌月15日までに報告書を区長に提出しなければならない。

#### (指導票の交付)

第7条 法第29条の栄養指導員は、法第22条の規定により指導又は助言を行った場合は、指導票を当該施設の設置者に交付しなければならない。

## IV 栄養管理報告書の提出

特定給食施設の管理者は、年に2回、栄養管理報告書を区長に提出しなければなりません。(健康増進法施行細則 第6条)

栄養管理報告書を作成することにより、給食施設における栄養管理状況を把握し、課題を発見することや栄養管理のレベルアップにつながります。

### (1) 報告用紙(施設種類ごとに様式が異なります)

- ・栄養管理報告書(給食施設)
- ・栄養管理報告書(保育所・幼稚園等)
- ・栄養管理報告書(病院・介護施設等)

※様式は東京都保健医療局のページからダウンロードできます。

### (2) 報告書の提出について

5月、11月に実施した給食について、翌月15日までにご提出ください。

データで提出する場合は、区ホームページに掲載のリンクから提出フォームにアクセスして、電子申請でご提出ください。

電子申請の利用が難しい場合は、3部作成の上(両面印刷・コピー可)、台東保健所栄養担当まで、郵送または窓口持参で2部ご提出下さい(残り1部は施設保管用)。

※記入の仕方については、「栄養管理報告書の提出」(東京都保健医療局ホームページ)を参照してください。

## 給食運営状況票 記入要領

| 項目 |                                | 記入にあたっての留意点  |
|----|--------------------------------|--|
| 1  | 施設名、所在地、<br>電話・FAX、<br>メールアドレス | 施設の正式名称(法人名)を入力する。<br>電話は、給食事務室に直通がある場合はその番号を入力し、無い場合は施設の代表番号を入力する。<br>保健所からの栄養情報配信を希望する施設は、メールアドレスを入力する。継続希望の場合で、アドレスに変更がない場合も記入する。                   |
| 2  | 責任者職・氏名                        | 施設長<br>例) 病院長〇〇〇〇、園長〇〇〇〇、<br>代表取締役〇〇〇〇、支店長〇〇〇〇等  |
|    |                                | 部門管理者<br>給食部門の責任を有する者<br>例) 人事部長〇〇〇〇、厚生部長〇〇〇〇等<br>(施設長と同一の場合も有)  |
|    |                                | 栄養管理者<br>栄養管理の責任を有する者<br>※その者が有する資格も選択する。  |
|    |                                | 食品衛生責任者<br>食品衛生の責任を有する者<br>※その者が有する資格も選択する。  |
| 3  | 講習会等送付先                        | 保健所が実施する講習会案内等の送付宛先を選択する。  |
| 4  | 施設の種類                          | 該当する種類を選択する。「その他」の場合は、種類を( )内に入力する。認定こども園は、幼保連携型・保育所型・地方裁量型は「児童福祉施設」、幼稚園型は「学校」に分類する。小規模保育所は「児童福祉施設」、認証保育所は「その他」に該当する。                                  |
| 5  | 対象                             | 給食喫食者として想定している該当項目を選択する。<br>「一部」を選択した場合は、全従業員(施設によっては入所者、入院患者)に対する喫食者数の想定割合を入力する。  |
| 6  | 給食の方式                          | 該当する食事提供方式を選択する。(複数選択可)<br>「単一食」…献立が一種類のみの方式<br>「選択食」…定食、うどん、丼などの中から1食分を選択する方式<br>(なお、和え物、冷奴などが単品としてある場合には数えない)<br>「カフェテリア」…主食、主菜、副菜等をそれぞれ選択することが可能な方式 |
| 7  | 常勤栄養士                          | 「いる」は常勤職員がいる場合のみ。非常勤・アルバイトなどの場合は「いない」となる。巡回の場合は頻度を入力する。  |
| 8  | 運営                             | 何らかの業務を委託している場合は「委託あり」を選択する。   |
|    | 委託あり<br>の場合                    | 委託している業務内容を選択し(複数選択可)、委託先の業者の名称、本社所在地、電話等を入力する。  |
| 9  | 食数                             | 職員食を含めた1日平均食数を記入する。「その他」の欄は夜食などがある場合に入力する。おやつは含まない。  |
| 10 | 給食従事者数                         | 給食従事者の人数を入力する。非常勤にはパートも含む。<br>栄養士として採用されていて管理栄養士の資格を持っている場合は、「管理栄養士」に計上する。<br>管理栄養士や栄養士の資格を持ち、調理員として採用されている場合は、調理作業員に計上する(調理師の資格がある場合は、調理師)。           |
| 11 | 定数                             | 病院の場合は許可病床数を、社会福祉施設、児童福祉施設は施設定員(入所定員)を入力する。事業所等、その他の施設は入力する必要なし。   |
| 12 | 入院時食事療養                        | 病院のみ記入。該当項目を選択する。  |

## 台東保健所案内図



### 【給食運営に関する問い合わせ先】

〒110-0015

台東区東上野4-22-8

台東保健所保健サービス課栄養担当

TEL (3847)9440

FAX (3847)9467